

【厚生労働省】 ※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおり示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
厚生労働省	大臣官房会計課	③	旅費の審査業務については、府省共通システムであるSEABIS(旅費及び謝金・諸手当等システム)の運用開始にあわせて各種請求書の電子化(ペーパーレス化)や標準マニュアルに基づく旅費請求による審査の効率化を図り、経理室出納班による審査事務体制の見直しを行い合理化を行う。
厚生労働省	医薬・生活衛生局	③	化学物質及び家庭用品に関する業務について、業務マニュアルを作成するなど定型化することにより、当該業務を安全基準係及び化学物質係にて対応することとし、これら係の指揮命令監督業務について毒物劇物担当補佐に一元化する。
厚生労働省	職業安定局	③	炭鉱離職者の雇用対策等に関する業務について、業務の洗い出しを行ったところ、都道府県労働局との間の連絡調整、報告徴収等に、同一室内で重複する部分があったことから、これを一元化するなどの業務フローの見直しを図ることにより、同一室内の他の係で担当することとする。
厚生労働省	社会・援護局	③	遺族年金等の議決案件等、高度な審査案件に関する業務について、これまでの審査実例を基に審査マニュアルを作成するとともに、業務の定型化、実施体制の見直しや窓口の一本化を図る。
厚生労働省	障害保健福祉部	③	社会福祉施設等施設整備に関する業務については、事業全体の方針決定や予算配分を行うものであるが、当該事業は、裁量的補助金であり、事業規模が縮小していることから、全体の方針を各年度から中期的な方針に変更するなどの見直しを行うとともに、予算のとりまとめを行う福祉財政係において対応する。
厚生労働省	年金局	③	行政対象暴力等の特定の事項に係る地方厚生(支)局への指導及び支援に関する業務について、対応要領を作成し、地方厚生(支)局への連絡・調整体制を整えた上で、体制の見直しを図る。
厚生労働省	政策統括官 (統計・情報政策担当)	③	社会医療統計第五係のデータの集計方法について、業務マニュアルを整備し業務の定型化を行った。これにより、業務処理の属人性を減らすことができたため、今後は担当係長において処理を行う。
厚生労働省	政策統括官 (統計・情報政策担当)	③	厚生労働統計データに係る匿名データの作成及び提供並びに厚生労働統計データに係る委託による統計表の作成及び提供について、業務マニュアルの整備及びプログラム作成の推進を図ったことにより業務の定型化を行った。これにより、業務処理の属人性を減らすことができたため、今後は委託統計係において両業務を実施する。
厚生労働省	政策統括官 (総合政策担当)	③	厚生分野の政策立案・調整を行う社会保障担当参事官室においては、厚生労働行政全般の政策立案・調整を切れ目なく効率的に行う観点から、労働分野担当との業務の統合・効率化を進め、省内各局との調整業務や他省庁との窓口業務等について業務手順を定型化・一元化して行うこととし、業務体制の見直しを行う。
厚生労働省	検疫所	③	検疫所における船舶衛生検査について、海外から入港する船舶に対し、船内の衛生状況を確認するために必要な資料を事前に連絡し、事前準備を指示する事で、検査当日の検査時間短縮を図るとともに、検査に係る検査マニュアル等の標準化を進め、業務手順や業務内容の整理をすることで、検査業務の実施体制を見直し、業務効率化を図る。
厚生労働省	国立ハンセン病療養所	④	自動車運転手、作業手又は調理師が行う業務について、入所者に対するサービスの質・量に配慮しつつ、民間委託等を活用する。
厚生労働省	国立ハンセン病療養所	③	看護師が担当していた入所者のケアプラン作成業務について、入所者の情報やニーズ等を記載した入所者情報シートを導入し、他の職種も当該業務を担うことができるようにすることにより、合理化する。
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	④	食品添加物の規格基準の設定や分析法の開発に関する研究の一部を外委託するとともに、地方衛生研究所との連携を一層強化・活用することにより、業務の効率化を図る。
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	④	食品中微生物汚染に関する研究の一部を外委託するとともに、地方衛生研究所・大学との連携を一層強化・活用することにより、業務の効率化を図る。
厚生労働省	国立保健医療科学院	③	地域保健支援のための保健情報処理技術研修においてインターネットを活用した講座を取り入れることにより、業務の効率化を図る。

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	③	諸外国の人口問題や地球規模的人口問題に関する統計資料の国内・国外からの収集や、これに関連する調査研究のデータ入力、データチェック業務等について、業務マニュアルの整備による処理の定型化及び標準化を図り、さらに非常勤職員の活用によって対応する。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	蠕虫感染症の検査・サーベイランスの業務を効率的かつ効果的に行うため、これまでの実績を基に業務マニュアルの整備により標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務の実施体制を見直し、合理化する。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	麻疹ウイルスの病原体検出業務及びサーベイランス業務において、最新の検出試薬や機器を導入した新しい検出技術やサーベイランス手法を開発することで作業の迅速化と簡素化を図ることによって、業務作業時間及び業務量を効率化し、合理化を図る。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	昆虫医科学部にて、感染症を媒介する節足動物の発生状況調査について、従来、約15自治体における年間延べ約30回の調査により試料採集してきたが、調査の実施方法を見直す(これまでの調査結果から調査地と調査時期を厳選し、地域と対象種に合わせた効果的な調査方法を採用する)ことにより情報収集の効率化と合理化を図る。また、各自治体に出向き年間20回近く講義を担当している講習会、研修会に関しては、講義資料やデモビデオを充実させ、受講者限定でウェブ上で閲覧できるようにするなど、講義方法の効率化を図り、開催地や回数を集約するなどの合理化をする。
厚生労働省	児童自立支援施設	③	自活寮副寮長の業務について、その多くを占める児童の自立生活に向けた支援の部分で、他の副寮長及び生活指導の職員が対応できるよう必要な研修等を実施した上で、合理化する。
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	③	管理総務課の人事・給与・共済・庶務に関する業務について、ICTの活用等による業務の更なる効率化を図るとともに、マニュアルを作成し業務の定型化を行った上で、業務の実施体制を見直すことにより合理化する。
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	③	病院を利用する障害を有する患者に対する看護業務について、これまでの実績をもとに標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務マニュアルを作成し業務の定型化を行った上で、業務の実施体制を見直すことにより合理化する。
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	③	国立福祉型障害児入所施設に入所する障害児等に対する生活指導・作業指導・保護等業務について、これまでの実績をもとに標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務マニュアルを作成し業務の定型化を行った上で、業務の実施体制を見直すことにより合理化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に対する相談対応について、事業運営・事務執行点検シートや申請届出にかかるチェックシート等を、あらかじめホームページに掲載することで、照会対応にかかる作業を効率化し、当該業務を合理化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	児童扶養手当の支給に関する都道府県・市町村への監査について、監査時の提出資料や監査の実施要領についてあらかじめホームページに掲載することで、照会対応にかかる作業を効率化し、当該業務を合理化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険の保険者に対する指導に関する業務について、同一県内の保険者等を集中して回れるよう調整し、指導日程を効率化することで合理化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	医療観察法に基づく指定医療入院機関等の監査や入院の執行業務について、業務手順書を整備することで直接の担当者以外でも業務が執行できるよう体制を整備した上で合理化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	事務所における、保険医療機関等への施設基準適時調査について、調査項目を重点化しチェックポイントのガイドラインを作成することにより、実施体制の見直しを図り効率化することで合理化する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	労働局における労働衛生分野の本省との連絡調整、監督署への指導体制、助成金事務の効率化といった業務の見直しを行った上で、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	第三者行為災害に係る業務について、業務の見直しを行った上で、外部委託化対象を拡大することにより業務の簡素化を図る。
厚生労働省	都道府県労働局	③	労働条件の確保・改善及び労働災害の防止に係る監督指導等の企画立案及び署に対する指導に係る業務の実施体制の見直しを行うとともに、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	精神障害に係る労災認定実務要領の改正により、労災認定の調査ポイントの明確化等を行い、業務の見直し・簡素化を図る。
厚生労働省	労働基準監督署	③	産業安全に関する業務について、一部本省への報告を簡素化し業務の見直しを図った上で、労働基準監督署間の業務量を平準化するため、職員1人当たりの業務量が少ない労働基準監督署の体制の見直しを図る。
厚生労働省	公共職業安定所	③	一般職業紹介関係業務について、業務取扱要領を改正し効果的な業務の見直しを図った上で、専門的知識と豊富な経験を持つ長年職業安定行政に勤務してきた者を再任用短時間勤務職員として活用し、業務実施体制の見直しを図る。